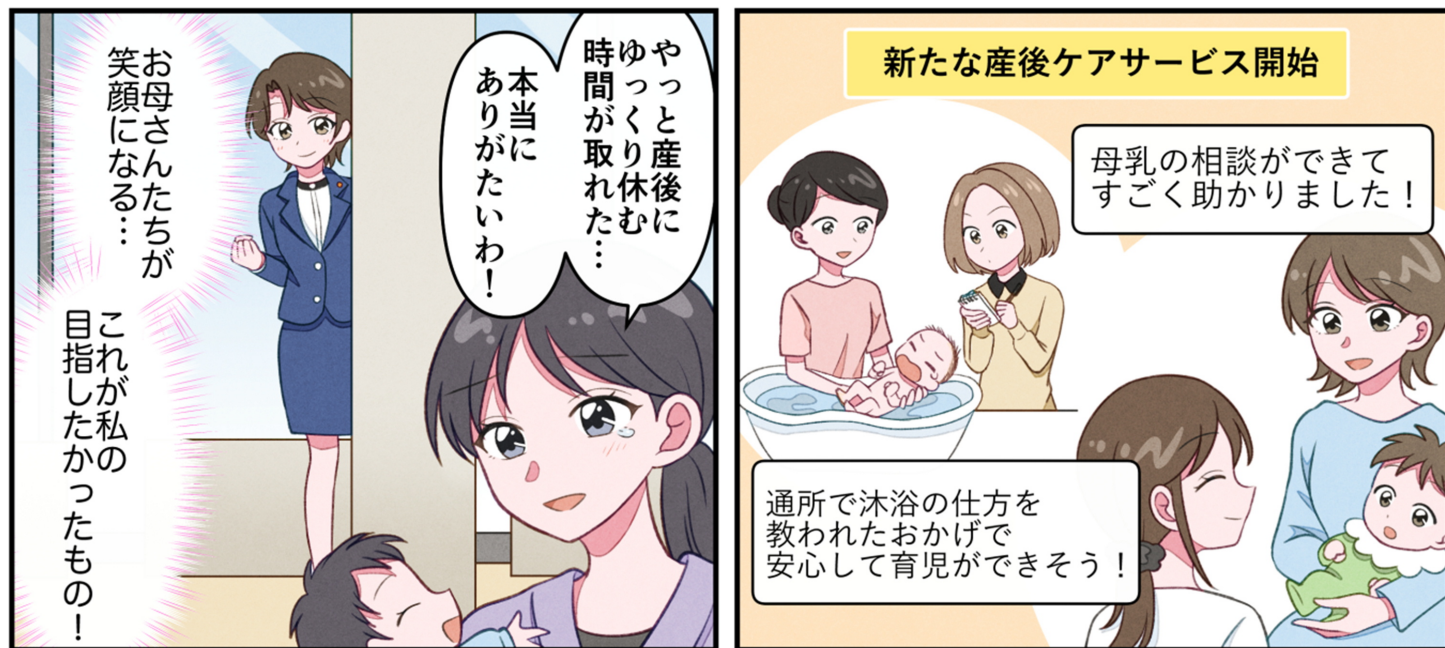
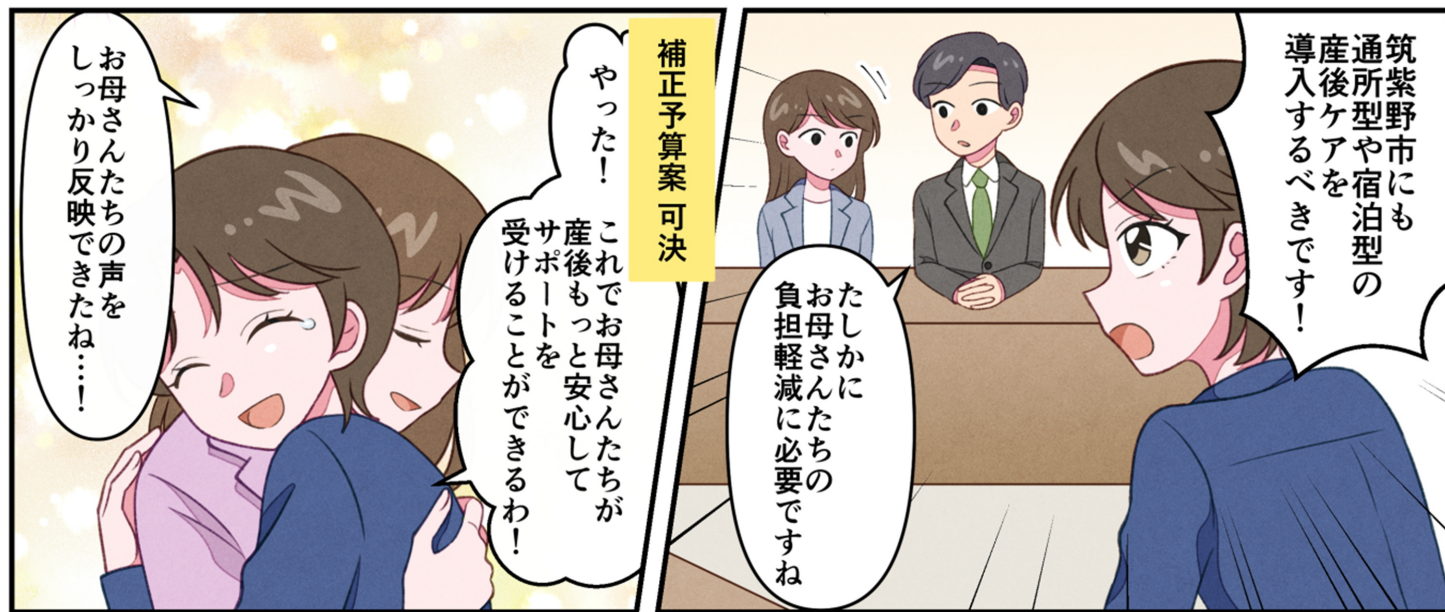
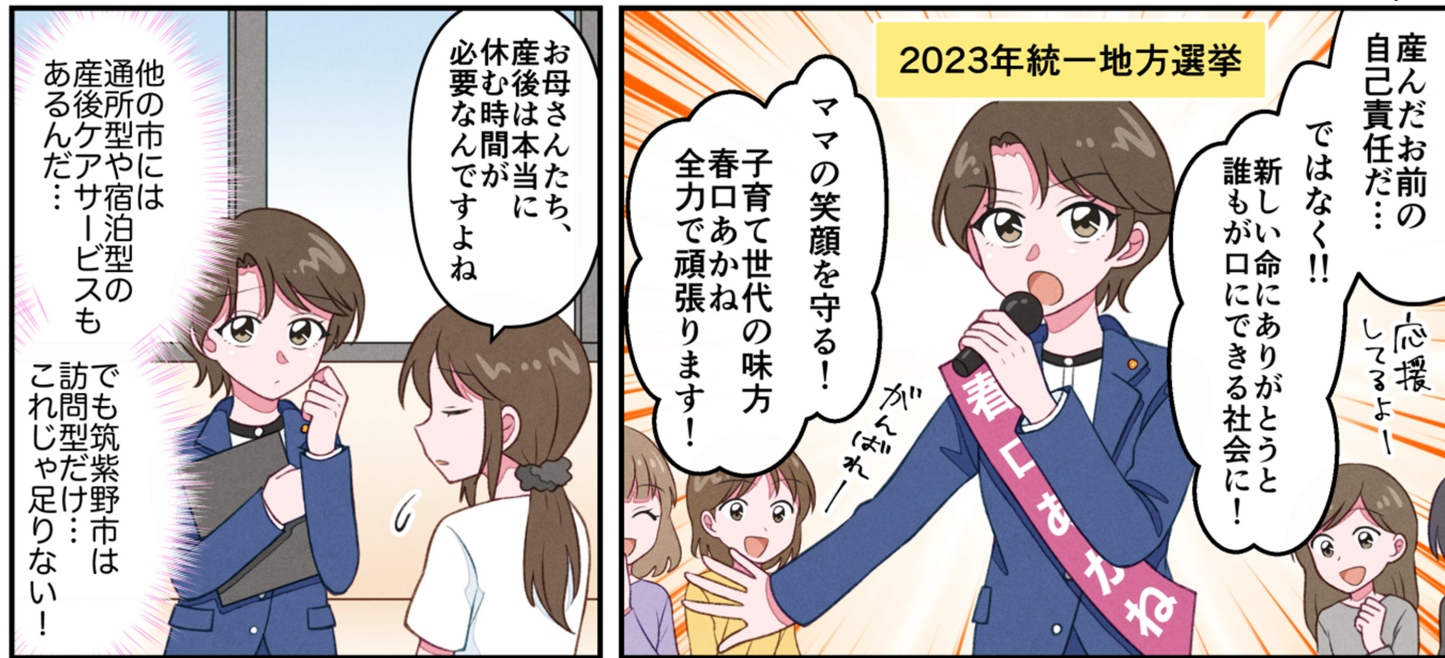


産後ケア事業始まりました!!



▼フードロス削減の取り組みについて

筑紫野市におけるフードロスの現状を把握しているのか、また課題について市の認識を伺う

環境省が実施する一般廃棄物処理実態調査結果やクリンヒル宝満による可燃ごみ組成調査から可燃ごみに占めるフードロスの割合は1割程度となっています。フードロスは、食品産業における経済的な損失だけでなく、焼却処理によるCO2排出に伴う地球温暖化への影響など、本市のみならず全国的な課題であると認識しております。

また、本市におけるフードロスの取り組みとして飲食店には3010運動の啓発を実施し、本年度は3回のフードドライブを予定しています。

フードドライブの結果を踏まえた子ども食堂等の地域活動とフードバンクの連携について具体的なビジョンは

今年度においては、8月と11月にフードドライブを実施し、1回目135品目、2回目368品目、合わせて105.6kgの食材をふくおか筑紫フードバンクに渡すことができました。今後は複数回開催するなど食材確保に努め、子ども食堂の活動が充実できるように努めてまいります。

また、子ども食堂とフードバンクの連携についてですが、現在、フードドライブで集まった食材の受取先であるふくおか筑紫フードバンクから子ども食堂へ安定的な食材の提供がなされており、子ども食堂の持続的な運営に寄与しているところであります。今後も情報交換の場を設けるなど更なる連携に努めてまいりたいと考えています。

フードロスの取り組みについての新たな対策は

まず、既存事業の充実に努めてまいりたいと考えておりますが、議員仰せの「コミュニティフリッジ(共同冷蔵庫)」についても今後、注視してまいりたいと考えております。

JT跡地について

マンション建設抑止に重きをおいたJT跡地利活用を求める署名活動について市の見解は

現時点で市に署名が提出されておりませんので、具体的な取り扱いについて、お答えすることはできませんが、仮に提出される場合、まずは、その趣旨などを伺い、真摯に対応する必要があるものと考えております。

跡地に関して市へ寄せられる問い合わせ件数や関心を寄せている業種は

幅広い業種の事業者から商業系や物流施設等の事業系、住宅系、さらには、それらを組み合わせた複合施設など多様な用途での土地利用について問い合わせがなされております。

マンションが建設された場合、市としてどのような影響を想定し、どのような施策や対応を検討しているのか、また税収増加について試算があればお示し頂きたい

現在は民間での土地取引が検討されている段階であり、売却先も決まっておらず、マンションの建設が計画されているとは認識しておりませんが、今後、仮にインフラ整備等が必要となる場合には、JT跡地を取得する事業者の方針や計画を踏まえながら、都市計画法や市開発行為等整備要綱、東町・上古賀地区地区計画等の法令や基準に基づき、費用負担も含め、協議を行う必要があるものと考えております。

少子高齢化で公共施設の維持管理コストが課題だが跡地を活用した公共施設の複合化を図っては

公共施設等総合管理計画及び公共建築物長寿命化計画に基づき、それぞれの劣化状況等を考慮しつつ、長寿命化、ライフサイクルコストの削減に努めることとしており、現時点で複合化については検討しておりません。JT跡地の土地利用につきましては、市民の皆様のご心も高いものと認識しておりますので、跡地の売却後、本市のまちづくりと寄与する最適な土地利用に繋げることができるよう、購入事業者と真摯に協議を進めてまいりたいと考えております。



▼まちづくり戦略について

独自性を持つまちづくりを進めるためどのようなビジョンをお持ちか、また、まちづくりに特化した協議会または部署を創設し組織体制を強化すべきでは

まちづくり課の設置について、それぞれの分野を所管する部署が第七次総合計画に基づき事業を推進し、複雑多岐な課題に対しては、関係部署が連携を図りながら、分野横断的に取り組みを推進するものとしております。したがって、現時点では、まちづくり課を設置する予定はありませんが、今後も各課事業ごとのプロジェクトにおいて、関係部署の連携強化に努めてまいりたいと考えております。



福岡県 筑紫野市議会議員 春口あかね
Mail : akane.kodomo.mirai@gmail.com
<https://akane-haruguchi.com/>



令和6年第2回（3月）定例会

▼観光振興とDX推進について



Q 筑紫野市のブランド確立と紫プロジェクトの拡大をすべきでは

A 議員仰せのとおり、筑紫野市を盛り上げていくためには、ブランドを確立し、多方面にPRしていく必要があると考えます。

また、紫プロジェクトの拡大についてですが、筑紫野市商工会が、紫をキーワードとして地域の活性化を図るための様々な取組を紫プロジェクトとして平成19年度から実施されており、市もその活動を支援してまいりました。昨年度は、紫を通じた地域ブランドディングの向上による看板商品創出プロジェクトが実施され、開発された商品の一部は、本年度の観月会でも紹介、販売されるなど活動が広がっていますので、今後も継続して支援してまいります。

Q 芸能人を起用したSNSでの地域の魅力発信で筑紫野市を多くの人に周知すべきでは

A ふるさと親善大使である立川生志さんが自身のXにてふるさと寄席の様子などを発信しておられます。また、先日フレンドリータウン協定を結んだアビスパ福岡の2選手が筑紫野市のアンバサダーに就任されたので、情報発信についても期待しているところです。

あわせて、つくしちゃんの活用に際し、子どもたちから意見を聞く予定にしておりますので、若い世代の意見も聞きながら効果的な情報発信を柔軟に検討していきたいと考えています。

Q Googleマップをつかった観光(周遊)ルートの作成と周知をすべきでは

A 現在、観光ルート整備事業として、JR二日市駅西口に観光情報板の新設及び周辺の既存観光情報板の更新を行っております。その際、QRコードを活用し、JR二日市駅西口から菅原道真公ゆかりの天拝山までのGoogleマップを使った観光周遊ルートが提供できるよう準備しておりますので、時期を見て周知に努めてまいります。

Q 福岡、太宰府と連携した観光(周遊)ルートの考案とスタンプリリーの活用をしては

A 条例制定及び支払い義務不履行に係る罰則の制定の予定はございませんが、当該条例の基本理念である養育費確保支援は重要であると捉え、現行制度の利用促進を図っていくほか、子どもにとって最善の利益が考えられ、かつ手続が速やかに行われるよう弁護士を含む各種相談機関につないでまいります。

▼ひとり親の自立支援について



Q 母子父子寡婦福祉資金の制度の周知をすべきでは

A 離婚届の提出に来庁された方は、市民課から子ども政策課へ案内されます。こども政策課では、児童扶養手当等の手続のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付け等のひとり親家庭や寡婦の方に関する福祉制度を取りまとめたパンフレットを用いて、概要の説明をさせていただいております。

今後は、広報やSNS等で情報を定期的に発信するなど、周知方法の工夫を図ってまいります。

Q 母子父子寡婦福祉資金の保証人を2人から1人にするよう県に求めています

A 制度の趣旨に鑑み、本市から県へ要望することは考えておりません。

Q 介護士、看護師、保育士の資格を新しく取得するひとり親に対して市独自で奨励金を支給しては

A 資格取得のための講座受講代の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業のほか、資格取得に係る養成訓練の受講期間中の家計を支えるための給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を行っております。引き続き、ひとり親等の自立支援に努めてまいります。

Q 送迎対応病児保育事業を導入すべきでは

A 国・県の動向を注視するとともに、先進自治体の取組に係る調査研究から始めてまいります。

▼ドメスティック・バイオレンス根絶の取り組みについて

Q DVの相談件数は

A 近隣自治体との連携は重要であり、今後とも様々な機会を捉えて観光振興策やプロモーションを展開してまいりますので、その中で検討させていただきまます。

Q 観光協会、商工会、市、無作為抽出した若者、議会を含めたメンバーで観光振興について話し合う場が必要では

A 現在、観光協会、商工会、商工会青年部、地元区長、二日市コミュニティ運営協議会、行政など多様な団体で構成する藤まつりや観月会の実行委員会があり、祭りを通して観光振興につながるような話し合いをしております。

今後も、様々な場面を捉え、観光振興についての意見をお聞きする機会をつくってまいりたいと考えております。

▼起業支援について



Q 筑紫野市在住の女性と若者の起業（スモールビジネス、スタートアップ支援）を推進すべきと考えるが見解は

A 現在、本市独自の創業支援事業として、筑紫野市空き店舗利用促進事業補助金制度を平成22年度から実施しております。実施以降38件の申請を受けましたが、特に令和に入ってから申請9件のうち5件が、女性や若い世代の事業主による起業でした。

また、人権政策・男女共同参画課主催による「女性のための起業&経営応援セミナー」の実施や商工会が主催して、市も支援しているちくしの創業塾では、令和4年度に78件、令和5年度の現時点で28件の方々が受講されました。

起業支援については、継続して推進するとともに、国、県、他自治体の事例を注視しながら、女性や若者に届きやすい周知に努めてまいりたいと考えております。

令和6年第3回（6月）定例会

▼ひとり親とこどもの養育支援について

Q 離婚に関する相談件数はどの程度か（男女の割合含）

A こども政策課における令和5年度の相談件数は184件で、男女の内訳は、男性14人、女性170人でした。

A 男女共同推進センターにおけるDV相談件数につきましては、直近3年間の実績として、令和3年度が女性99件、男性13件の計112件、令和4年度が女性139件、男性7件の計146件、令和5年度が女性127件、男性1件の計128件となっております。

Q 本市にはDVを根絶する取り組みはあるのか

A 第3次ちくしの男女共同参画プランに基づき、DVやデートDVの防止対策に係る教育・啓発活動、被害者支援の取組等の事業を推進しております。

Q DV加害者更生プログラムを実施しては

A 現在、国において被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで、加害者に自らの暴力の責任を自覚させることが重要な施策の一つであるとして、取組が進められている状況ですので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

令和6年第4回（9月）定例会

▼小中学校における男女平等実現について

Q 性の多様性、PMS、出産への理解等を含む性教育を男女共に受講する出前講座の実施をすべきでは

A 本市の小中学校における性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的として、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導しております。したがいまして、出前講座の実施については、各学校の判断により、必要に応じて活用を行ってまいります。

Q 小中学校のトイレに生理用品の常時設置をすべきでは

A 現在、生理用品については、寄贈により全ての市内小中学校の保健室などに配備しており、一部の小中学校ではトイレにも置いている状況です。トイレへの常時設置のための予算化については、学校の意見などを参考にするとともに、他市の状況等を調査し、今後、検討してまいります。

▼ファミリーサポートの充実について

Q ひとり親に対して生活状況アンケートを実施しては

A 本市ではひとり親等の実態を把握する手段の一つとして、本市も調査協力しております福岡県ひとり親世帯等実態調査を参考としているほか、妊娠届出における面談時や児童扶養手当制度における現況届出時、こども家庭センター等で受ける相談対応時等で実態把握を行っております。

Q 児童手当、児童扶養手当の支給を毎月にするべきでは、また受取先は原則こどもの口座、もしくは両親の合意のもと主として養育する者の口座に指定すべきでは

A 児童手当及び児童扶養手当は、各法において養育者に支給されるものとされ、その支給月及び受給者についても定められております。

そのため、本市独自で支給回数や受け取り口座を変更することは予定しておりませんが、ひとり親家庭に限らず、おのおの困り事に応じた相談窓口や制度につながるなど、引き続き子どもの権利の保障及び家庭の自立支援に努めてまいります。

Q 離婚後の養育計画や養育に関する合意書の作成を求め離婚時のサポートを強化しては

A 市民課窓口にて離婚届出用紙をもらいに来られた市民に對して、法務省作成の「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を配布しております。

また、養育費に関する公正証書等の作成や養育費の保証契約に係る費用を補助する制度を設けております。

引き続き、離婚前の取決めや利用可能な制度等の情報発信を行い、子どもの健やかな成長と生活に係る支援に努めてまいります。

Q 面会交流のサポートをすべきでは

A 本市独自の支援制度を設ける予定はございませんが、親子交流に関する相談窓口である養育費等相談支援センターの紹介や、法務省で発信しております親子交流支援団体等の紹介を行ってまいります。

Q こどもの養育費に関する条例を制定し養育費を支払わない者に対して保護責任者遺棄罪と同等の措置を講じては

Q 「病児・緊急対応事業」を導入すべきでは

A 福岡県内で導入している自治体は3市ございますが、病児・病後児が預かり対象となることから、症状の急変時や救急時に対応いただける医療機関の確保や連携のほか、預かり会員の研修拡充、ファミリー・サポート・センターの機能拡充などが必要となっております。そのため、まずは、実施自治体における調査・研究を行ってまいります。

Q 1時間当たりの利用料金が近隣市（大野城市、太宰府市、那珂川市、小郡市）より高い理由、また利用料金を近隣市と同等にし、差額を市が負担してはどうか

A 国の実施要綱において、相互援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものとされています。そのため、事業設立当初に会員等と協議の上、定めております。現時点では、料金の変更及び差額分を市が負担することは考えておりませんが、本事業は幼児教育・保育の無償化の対象事業となりますので、所得要件など一定の条件を満たす世帯においては利用料の一部が無償化され、負担軽減につながっております。

Q 利用料を3人目からは無料にしては

A 現行制度において、2人目以降の利用料については半額とすることで、利用者の負担軽減に努めております。

Q 調理場等がある公共施設や空き家を利用し、預かりスペースの確保をしては

A 子どもを預かる場合は、原則として、まかせて会員の自宅において行うものとしておりますが、柔軟な対応について検討するため、今年度から自宅の提供が困難な場合において、ファミリーやプレイルームを活用した預かりを試験的に行っております。まずは、取組の評価・分析から行なってまいります。

Q 保育関係の大学と連携し有償ボランティアとして日常的な受け入れと養成をしては

A 預ける側の安心を考慮すると、育児もしくは保育経験があることが望ましいと考えますが、一定の項目及び時間を満たした講習会などを受講し、趣旨をよく理解した上で活動できる20歳以上の方であれば登録は可能ですので、まずは、大学側への本事業の周知について検討してまいります。